

平成30年7月豪雨により被害を受けた食品事業者の皆様へ 相談窓口や支援策の御紹介(第3版)

今回の豪雨災害において、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

政府では、被災された食品事業者の皆様が一日も早く経営再建できるように、金融支援措置や相談窓口など各種支援措置を講じております。是非ご活用ください。

NEW 中小企業・小規模事業者への「寄り添い型支援」が創設されました！

災害救助法の適用地域(裏面を参照)に所在する中小企業・小規模事業者の皆様へ、個々の被害状況に応じてきめ細やかな支援ができるよう、下記の各種支援措置を講じます。

詳細情報やお問合せ先は、各県ごとに作られた **被災中小企業者等支援策ガイドブック** をご覧ください。
(経済産業省ホームページ)



複数社で！



中小企業等のグループ補助金

被災された複数の中小企業等がグループを形成して復興事業計画を策定した場合、施設復旧等の費用の一部を支援します。

- 対象：主な被災県※に所在する中小企業者等
- 用途：施設、設備の復旧費用等(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)
- 補助率：最大3/4
- 事業者負担となる1/4相当分は高度化融資(無利子)の利用が可能です。

※岡山県、広島県、愛媛県

公募開始時期：調整中

1社でも！



小規模事業者の持続化補助金

被災された小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

- 対象：災害救助法適用地域に所在する小規模事業者
- 用途：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費
- 補助率：2/3 ● 上限：100万円(※は200万円)
- 残りの事業者負担分についても、小規模企業共済制度による無利子融資やマル経融資の災害対応特枠による低利融資をはじめとする支援を行います。

※岡山県、広島県、愛媛県

公募開始時期：8月下旬以降

金融・税制措置の特例

- ✓ 被害を受けた中小企業に対する日本政策金融公庫の融資のうち、金利を0.9%引き下げる枠を、**1千万円→1億円へ拡大！**
- ✓ 国税に関する法律の申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の**期限を延長**(対象地域は上述のガイドブックをご覧ください。)

上記に加え、特別相談窓口の設置や現地巡回相談などを講じています。

休業を余儀なくされ、雇用調整を行う方へ

雇用保険及び雇用調整助成金の特例が措置されています。豪雨災害の被害により、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合や、事業主が労働者を休業させる場合には、失業手当の特例や休業手当の助成金があります。

【雇用保険及び雇用調整助成金の特例】
厚生労働省
(7月17日)



【追加特例】
厚生労働省
(7月25日)



災害に関する法的問題でお困りの方へ

NEW

豪雨災害により被災された方々が直面する法的な問題について、解決に役立つ各種制度や相談窓口についての情報を電話で提供しています。
利用料・通話料ともに無料です。

震災 法テラスダイヤル(被災者専用ダイヤル)
0120-078309(おなやみレスキュー)

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

食品表示に関してお悩みの方へ

食品表示基準の運用緩和を行っています。災害救助法の適用を受けた被災地域において、譲渡・販売される食品については、食品表示基準を弾力的に運用します。
※アレルギー表示、消費期限は引き続き取り締まり対象です。

【豪雨災害による食品表示基準の運用】
農林水産省プレスリリース
(7月13日)



消毒方法等を相談したい方へ

食品工場などが浸水等した場合、営業再開にあたっては、電気・ガス・水道等の確保に加え、施設の機能回復、洗浄、消毒等が必要になります。

ご不明な点は最寄りの保健所に御相談ください。

【厚生労働省ホームページ】



災害救助法の適用地域 (合計:11府県106市町村)

平成30年8月3日時点

※下線部は追加地域

高知県

安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

鳥取県

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

広島県

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市

岡山県

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

京都府

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

兵庫県

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

愛媛県

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市

岐阜県

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

福岡県

飯塚市

島根県

江津市、邑智郡川本町

山口県

岩国市

総合お問合せ先

問合せ先がわからないなど、食品事業者のための総合的な相談窓口です。(対応時間:9:00~17:00)

食料産業局 企画課内 03-3502-5742 / 03-3597-8165
(8月5日まで) (8月6日以降)

* 内容によっては、一旦お話を伺いし、後日、相談窓口等を御紹介したり、担当からお返事させていただく場合があります。